



《会計・税務の知識》 相続税の納税義務者と課税財産の範囲

はじめに

出入国在留管理庁の発表によると、令和6年6月現在における在留外国人の人数は358万人に達し、過去最高を更新しました。

相続が発生した時に、日本に居住する外国人相続人の方の取り扱いはどうなるのでしょうか。

今回は相続税の納税義務者と課税財産の範囲について解説します。

1. 相続税の納税義務者

相続税の納税義務者は下記5つの納税義務者に分類されています。

(1) 居住無制限納税義務者

相続や遺贈で財産を取得した人で、財産を取得した時に日本国内に住所を有している人（その人が一時居住者である場合には、被相続人が外国人被相続人または非居住被相続人である場合を除く。）

(2) 非居住無制限納税義務者

相続や遺贈で財産を取得した人で、財産を取得した時に日本国内に住所を有しない次に掲げる人

① 財産を取得した時に日本国籍を有している人の場合は、次のいずれかの人

(イ) 相続の開始前10年以内のいずれかの時において日本に住所を有していたことがある人

(ロ) 相続の開始前10年以内のいずれの時ににおいても日本に住所を有していない人

(被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く)

② 財産を取得した時に日本国籍を有していない人(被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く)

(3) 居住制限納税義務者

相続や遺贈で日本国内にある財産を取得した人で、財産を取得した時に日本国内に住所を有している人（(1)の人を除く）

(4) 非居住制限納税義務者

相続や遺贈で日本国内にある財産を取得した人で、財産を取得した時に日本国内に住所を有しない人（(2)の人を除く）

(5) 特定納税義務者

上記(1)～(4)のいずれにも該当しない人で贈与により相続時精算課税適用財産を取得した人

2. 課税財産の範囲

(1) 無制限納税義務者

相続又は遺贈により取得した全ての財産

(2) 制限納税義務者

相続又は遺贈により取得した財産で日本国内にあるもの

(3) 特定納税義務者

相続時精算課税適用財産

3. 財産の所在地の判定

課税財産の所在地の判定は、下記のとおりです。

財産の種類	所在の判定
動産	その動産の所在による。
不動産または不動産の上に存する権利 船舶または航空機	その不動産の所在による。 船籍または航空機の登録をした機関の所在による。
鉱業権、租鉱権、採石権	鉱区または採石場の所在による。
漁業権または入漁権	漁場に最も近い沿岸の属する市町村またはこれに相当する行政区画による。
預金、貯金、積金または委託金で次に掲げるもの (1)銀行、無尽会社または株式会社商工組合中央金庫に対する預金、貯金または積金 (2)農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、信用協同組合、信用金庫または労働金庫に対する預金、貯金または積金	その受入れをした営業所または事業所の所在による。
生命保険契約または損害保険契約などの保険金	これらの契約を締結した保険会社の本店または主たる事務所の所在による。
退職手当金等	退職手当金等を支払った者の住所または本店もしくは主たる事務所の所在による。
貸付金債権	その債務者の住所または本店もしくは主たる事務所の所在による。
社債、株式、法人に対する出資または外国預託証券	その社債もしくは株式の発行法人、出資されている法人、または外国預託証券に係る株式の発行法人の本店または主たる事務所の所在による。
合同運用信託、投資信託および外国投資信託、特定受益証券発行信託または法人課税信託に関する権利	これらの信託の引受けをした営業所または事業所の所在による。
特許権、実用新案権、意匠権、商標権等	その登録をした機関の所在による。
著作権、出版権、著作隣接権	これらの権利の目的物を発行する営業所または事業所の所在による。
上記財産以外の財産で、営業上または事業上の権利(売掛金等のほか営業権、電話加入権等)	その営業所または事業所の所在による。
国債、地方債	国債および地方債は、法施行地(日本国内)に所在するものとする。外国または外国の地方公共団体その他これに準ずるものの発行する公債は、その外国に所在するものとする。
その他の財産	その財産の権利者であった被相続人の住所による。

参照：No. 4138 相続人が外国に居住しているとき(国税庁)

おわりに

相続税の納税義務者はその人の国籍や居住国により課税財産の範囲が異なってきます。特に被相続人、財産取得者の中に外国人の方が関わっている相続は実務上慎重な判断が求められてきます。

(担当：菅原)